

郵便等による不在者投票における代理記載制度

対象者

郵便等による不在者投票をすることができる方で、かつ、次の要件に該当する方は、あらかじめ区の選挙管理委員会に届け出た者(※代理記載人)に投票に関する記載をさせることができます。

※代理記載人とは…選挙人が選任し選挙管理委員会に届け出た、選挙権を有するもの1名。

	身体障害者	戦傷病者
上肢又は視覚の障害	(身体障害者手帳の記載が) 1級の方	(戦傷病者手帳の記載が) 特別項症から第2項症までの方

※手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、お住まいの区の選挙管理委員会(P2)にお問い合わせください。

申請の手続

次の書類をお住まいの区の選挙管理委員会に提出してください。

① 既に「郵便等投票証明書」の交付を受けている方

- 郵便等投票証明書
- 身体障害者手帳または戦傷病者手帳(原本)
- 代理記載制度に該当する旨の申請書★
- 代理記載人となるべき者の届出書兼同意書・宣誓書★

② まだ「郵便等投票証明書」の交付を受けていない方(同時申請)

- 郵便等投票証明書交付申請書(代理記載制度用)★
…「郵便等投票証明書交付申請書」とは様式が異なりますのでご注意ください。
- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳または「要介護5」の介護保険の被保険者証
→「要介護5」の方は、被保険者証(原本)と併せて上の表に該当する身体障害者手帳(原本)または戦傷病者手帳(原本)をご提出ください。
- 代理記載人となるべき者の届出書兼同意書・宣誓書★

※★の書類は横浜市ウェブサイトの選挙のページ(右のQRコード)よりダウンロードできます。

※手続きにはお時間をいただきますので、余裕をもってご申請ください。



投票の手続

- ①選挙人の指示により、代理記載人が「投票用紙等の請求書」に必要事項を記入し、「郵便等投票証明書」を同封して、お住まいの区の選挙管理委員会に投票日4日前までに到着するように投票用紙・投票用封筒を請求します。
- ②代理記載人は、選挙人の指示により投票用紙に候補者名等を記載し、投票用封筒に入れた後、その表面に署名します。
- ③投票用紙の入った投票用封筒を、郵便等により、お住まいの区の選挙管理委員会へ送付します。

詳しくは、お住まいの区の選挙管理委員会にお問い合わせください。

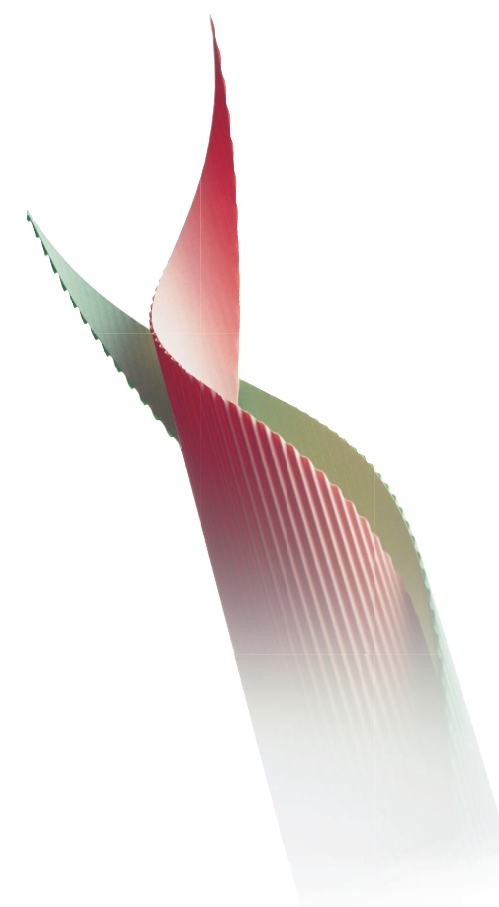
★ご注意ください★

代理記載人が選挙人の指示する候補者名を記載しなかった等の場合には、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。

ご存じですか？

郵便等による不在者投票制度

代理記載の制度もご利用できます。



★郵便等による不在者投票

身体に重度の障害がある方や要介護5の方が自宅などで郵便等(郵便と信書便)により投票する制度です。

→対象者…P2、申請の手続・投票の流れ…P3

★代理記載制度

郵便等による不在者投票をすることができる方で、かつ一定の要件に該当する方が、あらかじめ届出をした代理記載人1人(選挙権を有する人)に投票に関する記載をさせることができる制度です。

→対象者及び申請の手続…P4

横浜市・区選挙管理委員会

郵便等による不在者投票

対象者

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証をお持ちの方で、次の表に該当する方。

	障害名	障害の程度				障害名	障害の程度				要介護状態区分	
		1級	2級	3級			特別項症	第1項症	第2項症	第3項症		
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△	戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	○	○	○	△	介護保険の被保険者証	「要介護5」
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○		
	免疫、肝臓の障害	○	○	○								

※「片上下肢機能障害」等の方でも、身体障害者診断書等で「歩行不能」と明確に認められる方は該当する場合があります。
 ※手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、お住まいの区の選挙管理委員会にお問い合わせください。

●お問合せ先 ～区・市選挙管理委員会の所在地及び連絡先一覧～

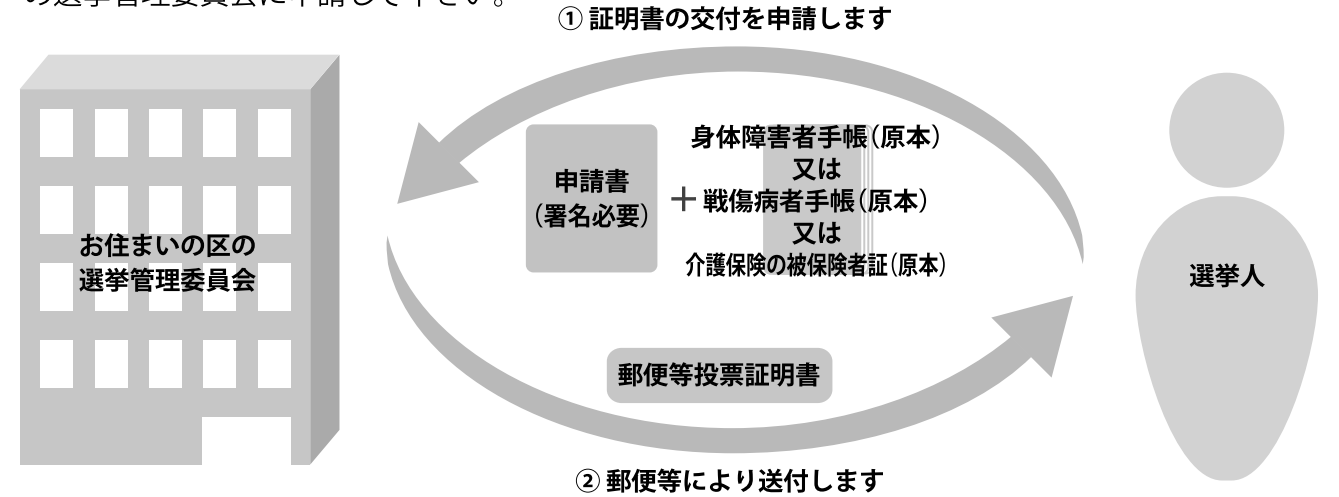
区・市	郵便番号	住所	電話番号
鶴見区	〒230-0051	鶴見区鶴見中央 3-20-1	☎510-1660
神奈川区	〒221-0824	神奈川区広台太田町 3-8	☎411-7014
西区	〒220-0051	西区中央 1-5-10	☎320-8314
中区	〒231-0021	中区日本大通 35	☎224-8116
南区	〒232-0024	南区浦舟町 2-33	☎341-1227
港南区	〒233-0003	港南区港南 4-2-10	☎847-8308
保土ヶ谷区	〒240-0001	保土ヶ谷区川辺町 2-9	☎334-6207
旭区	〒241-0022	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	☎954-6012
磯子区	〒235-0016	磯子区磯子 3-5-1	☎750-2315
金沢区	〒236-0021	金沢区泥亀 2-9-1	☎788-7712
港北区	〒222-0032	港北区大豆戸町 26-1	☎540-2213
緑区	〒226-0013	緑区寺山町 118	☎930-2213
青葉区	〒225-0024	青葉区市ヶ尾町 31-4	☎978-2205
都筑区	〒224-0032	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	☎948-2215
戸塚区	〒244-0003	戸塚区戸塚町 16-17	☎866-8315
栄区	〒247-0005	栄区桂町 303-19	☎894-8315
泉区	〒245-0024	泉区和泉中央北 5-1-1	☎800-2315
瀬谷区	〒246-0021	瀬谷区二ツ橋町 190	☎367-5615
横浜市	〒231-0005	中区本町 6-50-10	☎671-3336

交付申請から投票までの流れ

郵便等による不在者投票の手続きは次のとおりです。投票の際には「郵便等投票証明書」が必要となりますので、事前に下記①（郵便等投票証明書の交付申請手続き）を行うようお願いします。

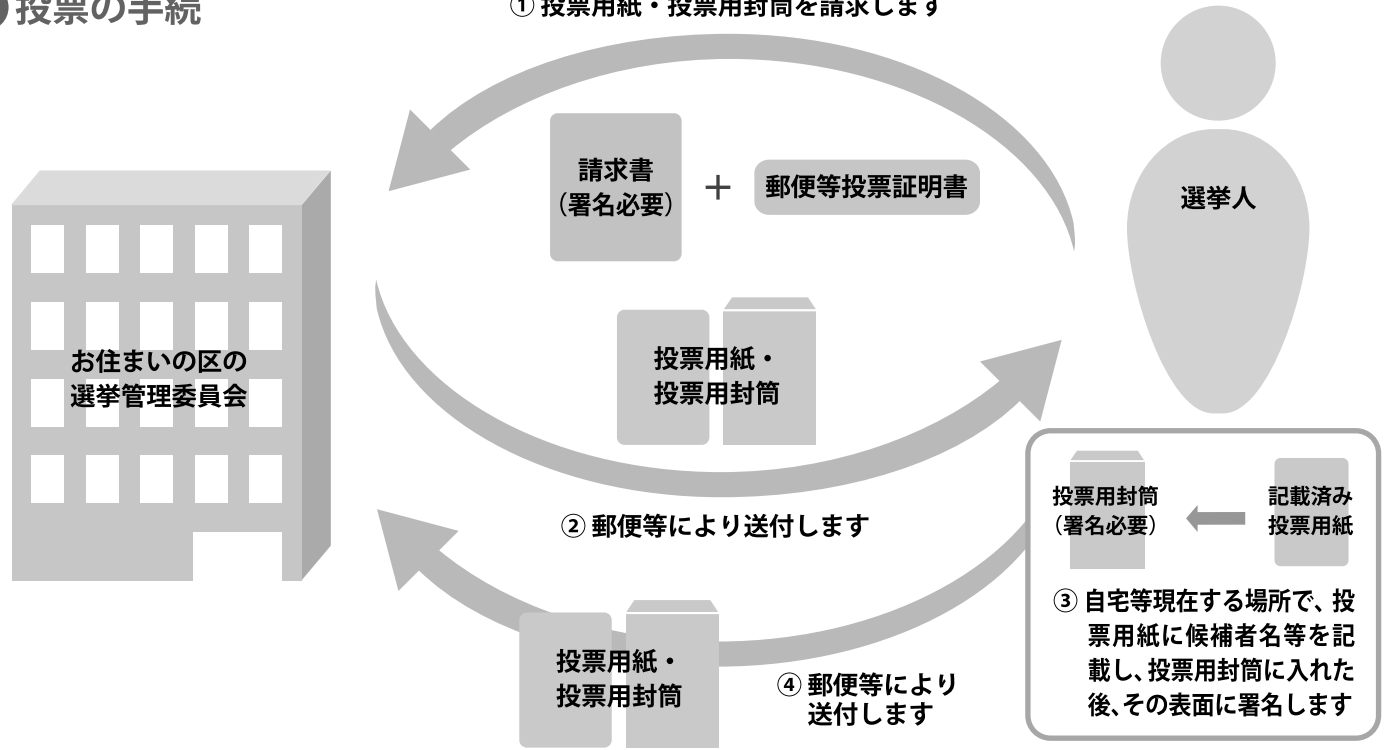
① 郵便等投票証明書の交付申請手続き

投票に先立って、郵便等投票証明書を交付します。「郵便等投票証明書交付申請書」を、お住まいの区の選挙管理委員会に申請して下さい。



② 投票の手続き

① 投票用紙・投票用封筒を請求します



★申請される方は、「郵便等投票証明書交付申請書」に必要事項をご記入のうえ、お住まいの区の選挙管理委員会まで手帳等(原本)を添えて申請してください。「郵便等投票証明書」の交付にはお時間をいただきますので、余裕をもってご申請ください。

★「郵便等投票証明書」有効期限は次のとおりです。忘れずに更新をお願いします。
 なお、期限が切れた場合は、再交付の申請が必要になります。

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方の場合 ⇒ 交付の日から7年間
- ・要介護5認定の方の場合 ⇒ 認定の有効期限の末日まで